

事業損失の法的根拠

今回から数回にわたり、事業損失関連の法的位置づけなどについて取り上げます。今回は「事業損失」そのものの法的根拠についてご紹介致します。

【事業損失と損失補償】

補償コンサルタントの業務は本来、事業損失以外が主流で、土地調査・土地評価・物件・機械工作物・営業補償・特殊補償・補償関連・総合補償の各部門があります。これらは主に公共事業の施行に伴う土地の取得や使用に関する収用損失補償を扱うものです。この損失補償は、土地収用法の損失補償基準要綱に規定されているもので、これが法的な根拠となりますが、ここに事業損失は含まれていません。

損失補償と事業損失の違いは、損失補償が起業地内の補償であるのに対して、地盤変動や工事振動、日照障害、電波障害などを扱う事業損失は起業地外の補償と定義することが出来ます。

事業損失は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日 閣議了解)において「損失補償として扱うべきではない」とされ、損失補償とは明確に区別されるため、土地収用法が法的な根拠となりません。しかし、同時にこの閣議了解の通達では「予め損害等の発生が確実に予見される場合には賠償することは差し支えない」とされていることから、事前賠償論がとられています。現行の損失補償の対象範囲が収用損失に限定されてきたため、そこにおさまらない事業損失については、「補償」ではなく損害等の賠償又は現状回復に要する費用負担と捉えられています。

【事業損失の法的位置づけ】

前述の通り、事業損失は土地収用法に規定される損失補償とは異なるため、現状では法領域における位置づけに関して、以下のような見解があります。

- (1) 不法行為による損害賠償の一類型とする考え方
- (2) 事業損失の民法の相隣関係の問題として把握する考え方
相隣関係: 土地所有者は一定の条件の場合に隣地に立ち入ることができ、その損害に対する補償金を支払うべき規定
- (3) 事業損失を損失補償の領域であるとする考え方
事業のための犠牲である点では収用損失も事業損失も実質的に異ならないとの考え方
- (4) 「国家補償」の第三の類型として位置づけようとする試み

上記のような見解はあるものの、現状では事業損失の法的位置づけは明確にされておらず、特別の法制度はありません。現行の補償基準上の取扱は、前述の閣議了解で「賠償することは差し支えない」との規定をうけて、事業の実施と被害の因果関係を明白にすると共に受忍限度の判断を行いながら、事業損失の類型ごとに填補措置を講ずることとしています。

このため事業損失の類型ごとに費用負担に関する事務処理要領が制定され、地盤変動については「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領」(昭和61年4月1日 建設事務次官通達)により処理されています。

このように「事業損失」とは、費用負担するための行政上の規定ですので、民法の損害賠償とは異なる点に注意する必要があります。事業損失により処理できない事案(例えば慰謝料請求など)でも、別途損害賠償請求権は残されている場合もあります。

【次回の予定】

今回は、実務的には事業損失とほぼ同様に扱われていながら法的位置づけは全く異なる「損害補償」についてご紹介致します。